

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する 調査結果の概要（令和6年（2024年）3月31日時点）

令和7年（2025年）3月
熊本県総務部市町村・税務局市町村課

1 調査の目的

本調査は、地方公共団体が2の調査対象法人に対して有する財政的リスクの状況及び第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（令和元年（2019年）7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）等に基づく経営健全化方針策定対象への該当状況等を把握することを目的として総務省が実施している調査です。

ここでは、本調査の結果を基に、熊本県内の市町村、一部事務組合等が対象法人に対して有する財政的リスクの状況等を公表します。

2 調査対象法人

- （1）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人及び特例財団法人
- （2）会社法法人
- （3）地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

※上記（1）～（3）のうち、以下のどちらか一方にでも該当する法人が対象となる。

- ・地方公共団体が損失補償等（損失補償、債務保証、長期貸付、短期貸付）を行っている法人
- ・債務超過法人のうち、地方公共団体の出資又は出えんの割合が25%以上の法人

3 調査時点

令和6年（2024年）3月31日現在

調査対象第三セクター等の概況

- ① 調査対象第三セクター等の数は14法人で、会社法法人が11法人、土地開発公社が3法人となっています。
- ② 地方公共団体が損失補償等を行っている法人は9法人であり、法人区分別にみると、会社法法人が6法人、土地開発公社が3法人となっています。

(地方公共団体が損失補償等を行っている法人)
 - ・球磨川くんだり株式会社（人吉市）・・・長期貸付
 - ・くま川鉄道株式会社（人吉市）・・・長期貸付
 - ・水俣市土地開発公社（水俣市）・・・長期貸付
 - ・宇土市土地開発公社（宇土市）・・・債務保証
 - ・株式会社うぶやま（産山村）・・・長期貸付
 - ・南阿蘇鉄道株式会社（南阿蘇村）・・・短期貸付
 - ・益城町土地開発公社（益城町）・・・長期貸付、債務保証
 - ・株式会社子守唄の里五木（五木村）・・・長期貸付
 - ・株式会社やまえ（山江村）・・・長期貸付

- ③ 債務超過となっている法人は8法人であり、法人区分別にみると、全て会社法法人となっています。

(債務超過となっている法人)

- ・球磨川くだり株式会社（人吉市）
- ・球磨焼酎リサイクル株式会社（人吉市）
- ・株式会社小栗郷（山鹿市）
- ・天長フェリー株式会社（天草市）
- ・SMO南小国町（南小国町） ※
- ・虹の通潤館（山都町）
- ・株式会社子守唄の里五木（五木村）
- ・株式会社やまえ（山江村）

※令和5年度（2023年度）決算において初めて債務超過となった法人

◆財政リスクの状況

法人分類	調査対象法人	地方公共団体が 損失補償・債務保証、 貸付（長期・短期） を行っている法人	債務超過法人	
		法人数（割合）	法人数	（割合）
第三セクター	11	6 (54.5%)	8	(72.7%)
社団法人・財団法人				
会社法法人	11	6 (54.5%)	8	(72.7%)
地方三公社	3	3 (100.0%)		
地方住宅供給公社				
地方道路公社				
土地開発公社	3	3 (100.0%)		
合 計	14	9 (64.3%)	8	(57.1%)

- ④ 経営健全化方針の策定を要する法人

調査対象法人14法人のうち、経営健全化方針策定対象法人は8法人となっています（全て債務超過法人）。

- ・球磨川くだり株式会社（人吉市）
- ・球磨焼酎リサイクル株式会社（人吉市）
- ・株式会社小栗郷（山鹿市）
- ・天長フェリー株式会社（天草市）
- ・SMO南小国町（南小国町） ※
- ・虹の通潤館（山都町）
- ・株式会社子守唄の里五木（五木村）
- ・株式会社やまえ（山江村）

※令和5年度（2023年度）決算において初めて経営健全化方針の策定を要することとな

(参考)

調査対象法人のうち、以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体が経営健全化方針を策定することとなっています。

(1) 債務超過法人

(2) 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている地方公共団体の標準財政規模の10%以上である法人も含める。

(3) 一つの地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村11.25%~15%)以上の法人。